

〔追 補〕

令和2年版 交通小六法

—— 改正速報 ——

「道路交通法の一部を改正する法律」（令和二年法律第四十二号）の公布に伴い、改正された道路交通法（改正に係る部分）を掲載しました。

また、「道路交通法施行令の一部を改正する政令」（令和二年政令第一八一号）、「道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（令和二年内閣府令第四五号）の公布に伴い、改正された道路交通法施行令・道路交通法施行規則（改正に係る部分）等も併せて掲載しました。

大成出版社

○道路交通法

（昭和三十五年六月二十五日法律第百五十五号）

附則第一条第一号関係

改正 令和二年六月一日法律第四二二号

注 道路交通法は、令和二年法律第四二二号により改正され、以下の条文は公布の日から起算して二〇日を経過した日から施行。（改正に係る部分を収録）

（通行区分）

第十七条（略）

2、6（略）

（罰則） 第一項から第三項まで及び第六項については第百十九条第一項第二号の二（三月以下の懲役又は五十万円以下の罰金）第四項については第百十七条の二第六号（五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金）、第百十七条の二の二第十一号イ（三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金）、第百十九条第一項第二号の二（三月以下の懲役又は五十万円以下の罰金）

（急ブレーキの禁止）

第二十四条（略）

（罰則） 第百十七条の二第六号（五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金）、第百十七条の二の二第十一号ロ（三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金）、第百十九条第一項第一号の三（三月以下の懲役又は五十万円以下の罰金）

（車間距離の保持）

第二十六条（略）

（罰則） 第百十七条の二第六号（五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金）、第百十七条の二の二第十一号ハ（三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金）、第百十九条第一項第一号の四（三月以下の懲役又は五十万円以下の罰金）、第百二十条第一項第二

号（五十万円以下の罰金）

（進路の変更の禁止）

第二十六条の二（略）

2、3（略）

（罰則） 第二項については第百十七条の二第六号（五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金）、第百十七条の二の二第十一号（三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金）、第百二十条第一項第二号（五十万円以下の罰金）、第三項については第百二十条第一項第三号（五十万円以下の罰金）、同条第二項（五十万円以下の罰金）

（追越しの方法）

第二十八条（略）

2、4（略）

（罰則） 第一項及び第四項については第百十七条の二第六号（五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金）、第百十七条の二の二第十一号ホ（三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金）、第百十九条第一項第二号の二（三月以下の懲役又は五十万円以下の罰金）、第二項及び第三項については第百十九条第一項第二号の二（三月以下の懲役又は五十万円以下の罰金）

（車両等の灯火）

第五十二条（略）

2（略）

（罰則） 第一項については第百二十条第一項第五号（五十万円以下の罰金）、同条第二項（五十万円以下の罰金）、第二項については第百十七条の二第六号（五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金）、第百十七条の二の二第十一号ヘ（三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金）、第百二十条第一項第八号（五十万円以下の罰金）、同条第二項（五十万円以下の罰金）

（警告器の使用等）

第五十四条（略）

2（略）

（罰則） 第一項については第百二十条第一項第八号（五十万円以下の罰金）、同条第二項（五十万円以下の罰金）、第二項については第百十七条の二第六号（五年以下の懲役

又は百万円以下の罰金、第百七十七条の二の二第十一号ト三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金、第百二十一条第一項第六号(二万円以下の罰金又は料料)

(安全運転の義務)

第七十条 (略)

(罰則) 第百七十七条の二第六号(五年以下の懲役又は百万円以下の罰金、第百七十七条の二第十二号チ三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金、第百十九条第一項第九号(三月以下の懲役又は五十万円以下の罰金)、同条第二項(十万円以下の罰金)

(最低速度)

第七十五条の四 (略)

(罰則) 第百七十七条の二第六号(五年以下の懲役又は百万円以下の罰金)、第百七十七条の二第十二号リ三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金、第百二十条第一項第十二号(五万円以下の罰金)

(停車及び駐車の禁止)

第七十五条の八 (略)

2・3 (略)

(罰則) 第一項については第百七十七条の二第六号(五年以下の懲役又は百万円以下の罰金)、第百七十七条の二第十二号又三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金、第百十九条の二第一項第一号(十五万円以下の罰金)、第百十九条の三第一項第四号(十万円以下の罰金) 第二項については第百十九条第一項第三号(三月以下の懲役又は五十万円以下の罰金)

(免許の拒否等)

第九十条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許を与えないことができる。

一・二 (略)

三 自動車等の運転に関し第百七十七条の二第一号、第二号又は第六号の違反行為をした者(前二号のいずれかに該当する者を除く。)

四・五 (略)

3、14 (略)

(技能検定員)

第九十九条の二 (略)

2・3 (略)

4 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、技能検定員資格者証を交付する。

一 (略)

二 次のいずれにも該当しない者

イ・ロ (略)

ハ 第百七十七条の二の二第十二号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ニ 自動車等の運転に関し自動車等の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第六条までの罪又はこの法律に規定する罪(第百七十七条の二の二第十二号の罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ホ (略)

5・6 (略)

(免許の取消し、停止等)

第百三条 (略)

2 免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所を管轄する公安委員会は、その者の免許を取り消すことができる。

一・二 (略)

三 自動車等の運転に関し第百七十七条の二第一号、第二号又は第六号の違反行為をしたとき(前二号のいずれかに該当する場合を除く。)

四・五 (略)

(免許の効力の仮停止)

第三百三条の二 免許を受けた者が自動車等の運転に関し次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該交通事故を起こした場所を管轄する警察署長は、その者に対し、当該交通事故を起こした日から起算して三十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止（以下この条において「仮停止」という。）をすることができ、

一 (略)

二 第一百七七条の二第一号、第三号若しくは第六号、第一百七七条の二の第二

一、第三号若しくは第七号、第一百七七条の四第一号の二又は第一百八条第一項第七号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

三 (略)

2 7 (略)

(自動車等の運転禁止等)

第一百七七条の五 (略)

2 国際運転免許証等を所持する者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、三年以上十年を超えない範囲内で期間を定めてその者に対し、当該国際運転免許証に係る自動車等の運転を禁止することができる。

一・二 (略)

三 自動車等の運転に関し第一百七七条の二第一号、第三号又は第六号の違反行為をしたとき（前一号のいずれかに該当する場合を除く。）。

四 (略)

3 11 (略)

第一百七七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処す。

一・二 (略)

三 第六十六条（過労運転等の禁止）の規定に違反した者（麻薬、大麻、あへん、覚醒剤又は毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第三条の

三の規定に基づく政令で定める物の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転した者に限る。）

四・五 (略)

六 次条第十一号の罪を犯し、よつて高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた者

第一百七七条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処す。

一 十 (略)

十一 他の車両等の通行を妨害する目的で、次のいずれかに掲げる行為であつて、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした者

イ 第十七条（通行区分）第四項の規定の違反となるような行為

ロ 第二十四条（急ブレーキの禁止）の規定に違反する行為

ハ 第二十六条（車間距離の保持）の規定の違反となるような行為

ニ 第二十六条の二（進路の変更の禁止）第二項の規定の違反となるような行為

行爲

ホ 第二十八条（追越しの方法）第一項又は第四項の規定の違反となるような行為

ヘ 第五十二条（車両等の灯火）第二項の規定に違反する行為

ト 第五十四条（警告音の使用等）第二項の規定に違反する行為

チ 第七十条（安全運転の義務）の規定に違反する行為

リ 第七十五条の四（最低速度）の規定の違反となるような行為

又 第七十五条の八（停車及び駐車等の禁止）第一項の規定の違反となるような行為

な行為

十二 (略)

附則（令和二年六月一〇日法律第四二号抄）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

る日から施行する。

一 第十七条の付記の改正規定、第二十四条の付記の改正規定、第二十六条の付記の改正規定、第二十六条の二の付記の改正規定、第二十八条の付記の改正規定、第五十二条の付記の改正規定、第五十四条の付記の改正規定、第七十条の付記の改正規定、第七十五条の四の付記の改正規定、第七十五条の八の付記の改正規定、第九十条第二項第三号の改正規定、第九十九条の二第四項第二号八及び二の改正規定、第一百三条第二項第三号の改正規定、第一百三二第一項第二号の改正規定、第一百七七条の五第二項第三号の改正規定、第一百七七条の二の改正規定並びに第一百七七条の二の二の改正規定並びに附則第三条及び第八条から第十一条までの規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

二〔略〕

(免許等に関する経過措置)

第三条 附則第一条各号に掲げる規定の施行前にした行為を理由とする免許(道路交通法第八十四条第一項に規定する免許をいう。次条第一項において同じ。)の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は自動車等(同法第八十四条第一項に規定する自動車等をいう。)の運転の禁止については、なお従前の例による。

第八条 附則第一条各号に掲げる規定の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに関しては、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第三条から前条まで及び附則第十一条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正)

第十条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 前条の規定の施行前にした行為に係る土砂等運搬大型自動車の使用の制限及び禁止については、同条の規定による改正後の土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○道路交通法

（昭和三十五年六月二十五日法律第百五号）

附則第一条第二号関係

改正 令和二年六月一日法律第四二号

注 道路交通法は、令和二年法律第四二号により改正され、以下の条文は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行。（改正に係る部分を収録）

（定義）

第二条（略）

2（略）

3 この法律の規定の適用については、次に掲げる者は、歩行者とする。

一（略）

二 次条の大型自動二輪車又は普通自動二輪車、二輪の原動機付自転車、二輪又は三輪の自転車その他車体の大きさ及び構造が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当する車両（これらの車両で側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く。）を押して歩いている者

（通行区分）

第十七条（略）

2（略）

3 二輪又は三輪の自転車その他車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当する車両（これらの車両で側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く。）以外の車両は、自転車道を通行してはならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出入するためやむを得ないときは、自転車道を横断することが

できる。

4、6（略）

（罰則（略））

（停車及び駐車を禁止する場所）

第四十四条 車両は、道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。

一 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル

二 交差点の側端又は道路の曲がり角から五メートル以内の部分

三、六（略）

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき。

二 道路運送法第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業の用に供する自動車（同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあつては同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものを除く。第四十九条の三第一項において「一般旅客自動車運送事業用自動車」という。）又は同法第七十八条第二号に規定する家用有償旅客運送の用に供する自動車（同項において「家用有償旅客運送自動車」という。）が、乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき（当該停留所又は停留場における停車又は駐車であつて、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用であり、かつ、道路又は交通の状況により支障がないことについて、内閣府令で定めるところにより、同法第九条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者、公安委員会その他の当該停車又は駐車に関係のある者として内閣府令で定める者が合意し、

その旨を公安委員会が公示したものをする場合に限る。

(罰則) 第一項については第百九十九条の二第一項第一号(十五万円以下の罰金)、同条

第二項(十五万円以下の罰金)、第百九十九条の三第一項第一号(十万円以下の罰金)、同条第二項(十万円以下の罰金)

(高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例)

第四十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者(以下この項及び次項において「高齢運転者等」という。)が運転する普通自動車(当該高齢運転者等が内閣府令で定めるところによりその者の住所を管轄する公安委員会に届出をしたものに限る。)であつて、当該高齢運転者等が同項の規定により交付を受けた高齢運転者等標章をその停車又は駐車をしている間前面の見やすい箇所に掲示したものを以下「高齢運転者等標章自動車」という。は、第四十四条第一項の規定による停車及び駐車を禁止する道路の部分又は前条第一項の規定による駐車を禁止する道路の部分の全部又は一部について、道路標識等により停車又は駐車をすることができることとされているときは、これらの規定にかかわらず、停車し、又は駐車をすることができる。

一―三 (略)

2―5 (略)

(停車又は駐車を禁止する場所の特例)

第四十六条 前条第一項に規定するもののほか、車両は、第四十四条第一項又は第四十五条第一項の規定による停車及び駐車を禁止する道路の部分又は駐車を禁止する道路の部分の一部について、道路標識等により停車又は駐車をすることができることとされているときは、これらの規定にかかわらず、停車し、又は駐車をすることができる。

(時間制限駐車区間における駐車の方法等)

第四十九条の三 時間制限駐車区間における車両の駐車(第四十四条第二項各号に掲げる場合における当該乗合自動車若しくはトロリーバス又は当該一般旅客自動車運送事業用自動車若しくは自家用有償旅客運送自動車の駐車を除く。次条において同じ。)については、第四十四条から第四十八条までの規定にかかわらず、この条から第四十九条の五までに定めるところによる。

2―4 (略)

(罰則) (略)

(時間制限駐車区間における停車の特例)

第四十九条の六 車両は、第四十九条の三第三項の道路標識等により車両が駐車することができる道路の部分として指定されている時間制限駐車区間の第四十四条第一項各号に掲げる道路の部分においては、同項の規定にかかわらず、停車することができる。

(違法停車に対する措置)

第五十条の二 車両(トロリーバスを除く。以下この条、次条及び第五十一条の四において同じ。)が第四十四条第一項、第四十七条第一項若しくは第三項又は第四十八条の規定に違反して停車しているとき、警察官等は、当該車両の運転者に対し、当該車両の停車の方法を変更し、又は当該車両を当該停車が禁止されている場所から移動すべきことを命ずることができる。(違法駐車に対する措置)

第五十一条 車両が第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第二項若しくは第三項、第四十九条の四若しくは第四十九条の五後段の規定に違反して駐車しているとき認められるとき、又は第四十九条第一項のパーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間において駐車している場合において当該車両に当該パーキング・チケット発給設備により発給を受けたパーキング・チケットが掲示されておらず、かつ、第四十九条の三第四項の規定に違反していると認められるとき(第五十一条の四第一項において「違法駐車と認められる場合」と総称する。)は、警察官等は、当該車両の運転者その他当該車両の管理について責任がある者(以下この条において「運転者等」という。)に対し、当該車両の駐車の方法を変更し、若しくは当該車両を当該駐車が禁止されている場所から移動すべきこと又は当該車両を当該時間制限駐車区間の当該車両が駐車している場所から移動すべきことを命ずることができる。

2―14 (略)

15 第二項、第三項又は第五項から第十一項までの規定による車両の移動、車

面の保管、公示その他の措置に要した費用は、当該車両の運転者等又は使用者若しくは所有者（以下この条及び次条において「使用者等」という。）の負担とする。

16（略）

22 第六項、第七項及び第九項から第二十項までの規定は、第六項の規定により保管した車両に積載物があつた場合における当該積載物について準用する。

この場合において、第七項中「使用者」とあるのは「所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）」と、第九項中「前項」とあるのは「第二十二項において読み替えて準用する第七項」と、「知ることができない」とあるのは「知ることができず、かつ、当該積載物の所有者以外の者に当該積載物を返還することが困難であると認められる」と、第十一項中「第七項から前項まで」とあるのは「第二十二項において読み替えて準用する第七項及び前二項」と、第十二項中「第八項の規定による告知の日又は」とあるのは「腐敗し、若しくは変質するおそれがあるとき、又は第二十二項において読み替えて準用する第七項の規定による当該積載物の所有者に対する告知の日若しくは」と、費用とあるのは「費用若しくは手数」と、第十五項中「第二項、第三項又は第五項から第十一項までの規定による車両の移動」とあるのは「第二十二項において準用する第六項、第七項又は第九項から第十一項までの規定による」と、「運転者等又は使用者若しくは所有者（以下この条及び次条において「使用者等」という。）」とあるのは「所有者等」と、第十六項中「運転者等又は使用者等」とあるのは「所有者等」と、第二十項中「第八項の規定による」とあるのは「第二十二項において読み替えて準用する第七項の規定による当該積載物の所有者に対する」と読み替えるものとする。

（罰則）（略）

〔旧第五十一条の二を削る。〕

（報告徴収等）

第五十一条の二 警察署長は、前条の規定の施行のため必要があると認めるときは、同条第六項の規定により保管した車両の使用者等その他の関係者又は同条第二十二項において準用する同条第六項の規定により保管した積載物の

所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者その他の関係者に対し、当該車両又は積載物に關し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2 警察署長は、前条の規定の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

（放置違反金）

第五十一条の四

警察署長は、警察官等に、違法駐車と認められる場合における車両（軽車両にあつては、牽引されるための構造及び装置を有し、かつ、車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号の車両総重量をいう。）が七百五十キログラムを超えるもの（以下「重被牽引車」という。）に限る。以下この条において同じ。）であつて、その運転者がこれを離れて直ちに運転することができない状態にあるもの（以下「放置車両」という。）の確認をさせ、内閣府令で定めるところにより、当該確認をした旨及び当該車両に係る違法駐車行為（違法駐車と認められる場合に係る車両の運転者の行為をいう。第四項及び第十六項において同じ。）をした者について第四項ただし書に規定する場合に該当しないときは同項本文の規定により当該車両の使用者が放置違反金の納付を命ぜられることがある旨を告知する標章を当該車両の見やすい箇所に取り付けさせることができる。

2（略）

（罰則）（略）

第六十三条の三

車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する自転車で、他の車両を牽引していないもの（以下この節において「普通自転車」という。）は、自転車道が設けられている道路においては、自転車道以外の車道を横断する場合及び道路の状況その他の事情によりやむを得ない場合を除き、自転車道を通行しななければならない。

（罰則）（略）

（運転者の遵守事項）

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一・五の三〔略〕

五の四 自動車運転する場合において、第七十一条の五第一項から第四項まで若しくは第七十一条の六第一項から第三項までに規定する者又は第八十四条第二項に規定する仮運転免許を受けた者が表示自動車(第七十一条の五第一項、第七十一条の六第一項若しくは第八十七条第三項に規定する標識を付けた準中型自動車又は第七十一条の五第二項から第四項まで、第七十一条の六第二項若しくは第三項若しくは第八十七条第三項に規定する標識を付けた普通自動車)をいう。以下この号において同じ。)を運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該表示自動車の側方に幅寄せをし、又は当該自動車が進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる表示自動車^{い。}が当該自動車との間に第二十六条に規定する必要な距離を保つことができ^{い。}ないこととするときは進路を変更しないこと。

五の五・六〔略〕

(罰則)〔略〕

第七十一条の五〔略〕

第七十一条の五〔略〕

2 第八十四条第三項の準中型自動車免許又は普通自動車免許を受けた者で、当該準中型自動車免許又は普通自動車免許を受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して一年に達しないもの(当該免許を受けた日前六月以内に準中型自動車免許又は普通自動車免許を受けていたことがある者、現に受けている準中型自動車免許又は普通自動車免許を受けた日以後に当該免許に係る上位免許(第八十五条第二項の規定により一の種類の運転免許について同条第一項の表の区分に従い運転することができる自動車等)以下「免許自動車等」という。)を運転することができる他の種類の運転免許(第八十四条第二項の仮運転免許を除く。)をいう。第百条の二第一項第一号及び第三号において同じ。)を受けた者その他の者で政令で定めるものを除く。)は、内閣府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けないで普通自動車を運転してはなら

3・4〔略〕

(罰則)〔略〕

第七十二条の二〔略〕

2〔略〕

3 第五十一条第七項及び第九項から第二十一項まで並びに第五十一条の二の規定は、前二項の規定による措置に係る損壊物等について準用する。この場合において、第五十一条第七項中「使用者」とあるのは「所有者、占有者その他当該損壊物等について権原を有する者(以下この条及び次条において「所有者等」という。)」と、同条第九項中「前項」とあるのは「第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第七項」と、知ることができない」とあるのは「知ることができず、かつ、当該損壊物等の所有者以外の者に当該損壊物等を返還すること」が困難であると認められる」と、同条第十一項中「第七項から前項まで」とあるのは「第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第七項及び前二項」と、同条第十二項中「第八項の規定による告知の日又は」とあるのは「腐敗し、若しくは変質するおそれがあるとき、又は第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第七項の規定による当該損壊物等の所有者に対する告知の日若しくは」と、「費用」とあるのは「費用若しくは手数」と、同条第十五項中「運転者等又は使用者若しくは所有者(以下この条及び次条において「使用者等」という。)」とあるのは「所有者等」と、同条第十六項中「運転者等又は使用者等」とあるのは「所有者等」と、同条第二十項中「第八項の規定による」とあるのは「第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第七項の規定による当該損壊物等の所有者に対する」と、第五十一条の二第一項中「同条第六項の規定により保管した車両の使用者等その他の関係者又は同条第二十二項において準用する同条第六項の規定により保管した積載物の所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者」とあるのは「第七十二条の二第二項後段の規定により保管した損壊物等の所有者等」と読み替えるものとする。

(自動車の使用者の義務等)

第七十五条 自動車(重被牽引車を含む。以下この条、次条第一項及び第七十

五条の二の二第二項において同じ。の使用（安全運転管理者等その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。次項において「使用者等」という。は、その者の業務に関し、自動車の運転者に對し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならない。

一～六（略）

七 自動車（自転車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為（当該行為により自動車（第四十四條第一項、第四十五條第一項若しくは第二項、第四十七條第二項若しくは第三項、第四十八條、第四十九條の三第三項、第四十九條の四若しくは第七十五條の八第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの）又は自動車（これらの規定に違反して駐車している場合におけるもの）に限る。）

2（略）

（罰則）（略）

（停車及び駐車禁止）

第七十五條の八（略）

2 第五十條の二から第五十一條の二までの規定は、自動車が前項の規定に違反して停車し、又は駐車していると認められる場合について準用する。この場合において、第五十一條第三項中「当該車両が駐車している場所からの距離が五メートルを超えない道路上の場所」とあるのは、「政令で定める場所」と、同条第四項中「当該車両が駐車している場所からの距離が五メートルを超えない範囲の地域内の道路に当該車両を移動する場所がないとき」とあるのは、「前項の政令で定める場所に当該車両を移動することができないとき」と、同条第五項中「駐車場、空地、第三項に規定する場所以外の道路上の場所その他の場所」とあるのは、「第三項に規定する場所以外の場所」と読み替えるものとする。

3（略）

（罰則）（略）

（講習通知事務の委託）

第八十八條の三の三（略）

2（略）

（罰則）第二項については第八十七條の五第二号（一年以下の懲役又は十万円以下の罰金）

（罰金）

（秘密保持義務等）

第八十八條の七（略）

2（略）

（罰則）第一項については第八十七條の五第二号（一年以下の懲役又は十万円以下の罰金）

（罰金）

（秘密保持義務）

第八十八條の八（略）

（罰則）第八十七條の五第二号（一年以下の懲役又は十万円以下の罰金）

（都道府県交通安全活動推進センター）

第八十八條の三十一（略）

2（略）

（罰則）第五項については第八十七條の五第二号（一年以下の懲役又は十万円以下の罰金）

（罰金）

（特定の交通の規制等の手続）

第八十條の二（略）

2（略）

5 公安委員会は、第四條第一項の規定に基づき、第四十四條第一項又は第四十五條第一項の道路標識等により路上駐車場が設けられている道路の部分における停車及び駐車又は駐車を禁止しようとするときは、その禁止しようとする旨及び禁止の期間について当該路上駐車場を設置した地方公共団体の意見を聴いた上で、期間を定めて行わなければならない。この場合において、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、当該地方公共団体の意見を聴かないで当該禁止をすることができるものとし、当該禁止をしたときは、速やかに当該禁止をした旨及び禁止の期間を通知しなければならない。

6・7（略）

第八十七條の五 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は十

万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第一百八条の三の四(講習通知事務の委託)第二項、第一百八条の七(秘密保持義務等)第一項、第一百八条の十八(秘密保持義務)又は第一百八条の三十一(都道府県交通安全活動推進センター)第五項の規定に違反した者

第十九条の二 次の各号のいずれかに該当する行為(第二号及び第二号に掲げる行為にあつては、その行為が車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為に該当するとき又はその行為をした場合において車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為をしたときに限る。)をした者は、十五万円以下の罰金に処する。

一 第四十四条(停車及び駐車を禁止する場所)第一項、第四十五条(駐車を禁止する場所)第一項若しくは第二項、第四十八条(停車又は駐車の方法の特例)、第四十九条の三(時間制限駐車区間における駐車の方法等)第三項又は第四十九条の四(高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車の禁止)の規定に違反となるような行為をした者(第四十九条の三第二項の規定の違反となるような行為をした者)にあつては、次号に該当する者(略)

二・三 (略)

第十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者(第一号から第四号までに掲げる者にあつては、前条第一項の規定に該当する者を除く。)は、十万円以下の罰金に処する。

一 第四十四条(停車及び駐車を禁止する場所)第一項、第四十五条(駐車を禁止する場所)第一項若しくは第二項、第四十八条(停車又は駐車の方法の特例)、第四十九条の三(時間制限駐車区間における駐車の方法等)第二項若しくは第三項、第四十九条の四(高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車の禁止)又は第四十九条の五(時間制限駐車区間における駐車の特例)後段の規定の違反となるような行為をした者(第四十九条の三第二項の規定の違反となるような行為をした者)にあつては、次号に該当する者(略)

二・八 (略)

2 (略)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は料に処する。

一・八 (略)

九 第四十五条の二(高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例)第四項、第五十一条の四(放置違反金)第二項、第六十三条(車両の検査等)第七項、第七十五条(自動車の使用者の義務等)第十一項(第七十五条の二(自動車の使用者の義務等)第三項において準用する場合を含む。)、第七十八条(許可の手続)第四項、第九十四条(免許証の記載事項の変更届出等)第一項、第一百三十二条(二免許の効力の仮停止)第三項(第七十七条の五(自動車等の運転禁止等)第十項において準用する場合を含む。)、第七十七条(免許証の返納等)第一項若しくは第三項、第七十七条の五(自動車等の運転禁止等)第五項若しくは第七項又は第七十七条の十(国外運転免許証の返納等)第一項若しくは第二項の規定に違反した者

2 (略)

別表第一(第五十一条の四関係)

放置車両の種類の区分	放置車両の種類	放置違反金の限度額
第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第三項、第四十九条の四又は第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車しているもの	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

附則(令和二年六月一〇日法律第四二号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令

で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一（略）

二 第二条第三項第一号の改正規定、第十七条第三項の改正規定、第四十四条の改正規定、第四十五条の二第一項及び第四十六条の改正規定、第四十九条の三第一項の改正規定、第四十九条の六の改正規定、第五十条の二の改正規定、第五十一条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、第五十一条の二を削る改正規定、第五十一条の二の二の改正規定、同条を第五十一条の二とする改正規定、第五十一条の四第一項の改正規定、第六十三条の三の改正規定、第七十一条第五号の四の改正規定、第七十一条の五第二項の改正規定、第七十二条の二第三項の改正規定、第七十五条第一項第七号の改正規定、第七十五条の八第二項の改正規定、第八十条の三の三の付記の改正規定、第八十条の七の付記、第八十条の十八の付記及び第八十条の三十一の付記の改正規定、第九十条の二第五項の改正規定、第九十条の五の改正規定、第九十一条の二第一項第一号及び第九十一条の三第一項第一号の改正規定、第九十一条第一項第九号の改正規定並びに別表第一の改正規定並びに次条並びに附則第六条、第七条、第十二条及び第十三条の規定、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（調整規定）

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の日からこの法律の施行の日の前日までの間における同号に掲げる改正規定による改正後の道路交通法第九十条の五の規定の適用については、同条第二号中「第九十条の三の四」とあるのは、「第九十条の三の三」とする。

（自転車運転者講習の受講命令に関する経過措置）

第六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為を理由とする自転車運転者講習の受講命令については、なお従前の例による。

（罰則等に関する経過措置）

第七条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定）の施行

前にした行為及び附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（自動車運転代行業務の適正化に関する法律の一部改正）

第十二条 自動車運転代行業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正）

第十三条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

○道路交通法

(昭和三十五年六月二十五日)
法律 第百五号

附則第一条(改正法施行の日)関係

改正 令和二年六月一日(日)法律第四二号

注 道路交通法は、令和二年法律第四二号により改正され、以下の条文は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。(改正に係る部分を収録)

目次

第一章 第五章 (略)

第六章 自動車及び原動機付自転車の運転免許

第一節 (略)

第二節 免許の申請等(第八十八条第九十一条の二)

第三節 第四節の三 (略)

第五節 免許証の更新等(第百一条第百二条の三)

第六節 第八節 (略)

第六章の二 第六章の三 (略)

第六章の四 交通の安全と円滑に資するための民間の組織活動等の促進(第百八条の二十六第百八条の三十二の三)

第七章 第九章 (略)

附則

(仮免許)

第八十七条 (略)

2 大型仮免許を受けた者は大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を、中型仮免許を受けた者は中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を、準中型仮免許を受けた者は準中型自動車又は普通自動車を、普通仮免

許を受けた者は普通自動車を、練習のため又は試験等において運転することができる。この場合において、仮免許を受けた者は、練習のため自動車を運転しようとするときは、その運転者席の横の乗車装置に、当該自動車を運転することができるとする第一種免許を受けている者(免許の効力が停止されている者を除く。)で当該免許を受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して三年以上のもの、当該自動車を運転することができる第二種免許を受けている者(免許の効力が停止されている者及び二十一歳に満たない者を除く。)その他政令で定める者を同乗させかつ、その指導の下に、当該自動車を運転しなければならない。

3 6 (略)

(罰則) (略)

(免許の拒否等)

第九十条 公安委員会は、前条第一項の運転免許試験に合格した者(当該運転免許試験に係る適性試験を受けた日から起算して、第一種免許又は第二種免許にあつては一年を、仮免許にあつては三月を経過していない者に限る。)に対し、免許を与えなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許(仮免許を除く。以下この項から第十二項までにおいて同じ。)を与えず、又は六月を超えない範囲内において免許を保留することができる。

一 六 (略)

七 第百二条第一項から第四項までの規定による命令を受け、又は同条第六項の規定による通知を受けた者

2 14 (略)

(申請による免許の条件の付与等)

第九十一条の二 免許を受けた者は、その者の住所を管轄する公安委員会に対し、免許に、その者が運転することができる自動車等の種類を限定する条件その他の条件であつて、交通事故を防止し、若しくは交通事故による被害を軽減することに資するものとして内閣府令で定めるものを付し、又はこれを変更することを申請することができる。

2 前項の規定による申請を受けた公安委員会は、政令で定めるところにより、当該申請に係る免許に条件を付し、又は当該申請に係る免許に付されている条件を変更するものとする。

3 公安委員会は、第一項の規定による条件の変更の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、当該変更をするに
 2 前項に定めるもののほか、第二項の規定による免許の条件の付与及び変更について必要な事項は、内閣府令で定める。

4 前三項に定めるもののほか、第二項の規定による免許の条件の付与及び変更について必要な事項は、内閣府令で定める。

（罰則） 第二項については第百九十九条第一項第十五号（三月以下の懲役又は五万円以下の罰金）

（申請による免許の条件の付与等）

第九十一条の二 免許を受けた者は、その者の住所を管轄する公安委員会に対し、免許に、その者が運転することが出来る自動車等の種類を限定する条件その他の条件であつて、交通事故を防止し、若しくは交通事故による被害を軽減することに資するものとして内閣府令で定めるものを付し、又はこれを変更することを申請することができる。

2 前項の規定による申請を受けた公安委員会は、政令で定めるところにより、当該申請に係る免許に条件を付し、又は当該申請に係る免許に付されている条件を変更するものとする。

3 公安委員会は、第一項の規定による条件の変更の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、当該変更をするに
 2 前項に定めるもののほか、第二項の規定による免許の条件の付与及び変更について必要な事項は、内閣府令で定める。

4 前三項に定めるもののほか、第二項の規定による免許の条件の付与及び変更について必要な事項は、内閣府令で定める。

（罰則） 第二項については第百九十九条第一項第十五号（三月以下の懲役又は五万円以下の罰金）

（免許証の記載事項）

第九十三条（略）

2 公安委員会は、前項に規定するもののほか、免許を受けた者について、第九十

一条又は第九十一条の二第二項の規定により、免許に条件を付し、又は免許に付されている条件を変更したときは、その者の免許証に当該条件に係る事項を記載しなければならない。

3（略）
 （受験資格）
 第九十六条（略）

2 大型免許の運転免許試験を受けようとする者（政令で定める者を除く。）は、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年（政令で定める教習を修了した者にあつては一年）以上なければならぬ。

3 中型免許の運転免許試験を受けようとする者（政令で定める者を除く。）は、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して二年（政令で定める教習を修了した者にあつては一年）以上なければならぬ。

4（略）

5 第二種免許の運転免許試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 牽引第二種免許以外の第二種免許の運転免許試験については、二十一歳（政令で定める教習を修了した者（第百四条の二の四第一項又は第二項の規定により特例取得免許の取消しを受けた者その他の政令で定める者を除く。）にあつては、十九歳以上）の者で、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年（政令で定める経験を有するものにあつては二年、政令で定める教習を修了したものにあつては一年）以上のもの

二 牽引第二種免許の運転免許試験については、二十一歳（政令で定める教習を修了した者（第百四条の二の四第一項又は第二項の規定により特例取得

免許の取消しを受けた者その他の政令で定める者を除く。にあつては、十九歳以上の者、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許及び牽引免許を現に受けている者に該当し、かつこれらの免許のいずれかを受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して三年(政令で定める経験を有するものにあつては二年、政令で定める教習を修了したものにあつては一年)以上のもの

三 [略]

6 [略]

(運転免許試験の免除)
第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞれ当該各号に定める運転免許試験を免除する。

一・二 [略]

三 第一百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けなかつた者(政令で定める者を除く。)で、その者の免許が第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月(海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかった者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しないもの)以下特定失効者」という。のうち、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める検査及び講習又は教育を内閣府令で定めるところにより受けたもの、その者が受けていた免許に係る運転免許試験(前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。)

イ 第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上の者、普通自動車対応免許を受けようとする者であつて大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車(以下この条及び第百一条の四において「普通自動車等」という。)の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況を勘案して普通自動車等を運転することが道路における交通の危険

を生じさせるおそれがある者として政令で定める基準に該当するものに限り、同日前一年以内に第百二条第一項から第四項までの規定により診断書(同項に規定する診断書にあつては、その者が第百三条第一項第一号の二に該当するかどうかを診断したものに限り、口及びハ並びに第百一条の四第二項において同じ。)を提出した者その他公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う介護保険法第五条の二第二項に規定する記憶機能及びその他の認知機能(以下単に「認知機能」という。)に関する検査(以下「認知機能検査」という。)又は第百八条の三十二の三第一項第三号イに掲げる基準に適合する同項の認定を受けた同項の運転免許取得者等検査以下「認知機能検査等」という。)を受ける必要があるものとして内閣府令で定める者を除く。認知機能検査等、公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う普通自動車等の運転について必要な技能に関する検査(同号ロ及び第百十二条第一項第五号の四において「運転技能検査」という。)又は第百八条の三十二の三第一項第三号ロに掲げる基準に適合する同項の認定を受けた同項の運転免許取得者等検査(以下「運転技能検査等」という。)及び第百八条の二第二項第十二号に掲げる講習、同条第二項の規定による講習(同号に掲げる講習と同等の効果がある講習の基準として国家公安委員会規則で定める基準に適合するものに限る。ロからニまでにおいて同じ。)又は第百八条の三十二の二第二項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の課程(同項第三号ロに掲げる基準に適合するものに限る。ロからニまでにおいて同じ。)

ロ 第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上の者、普通自動車対応免許を受けようとする者であつてイの政令で定める基準に該当するもの及び同日前一年以内に第百二条第一項から第四項までの規定により診断書を提出した者その他認知機能検査等を受ける必要があるものとして内閣府令で定める者を除く。認知機能検査等及び第百八条の二第二項第十二号に掲げる講習、同条第二項の規定による講習又は第百八条の三十二の二第二項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の課程

ハ 第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上の者（普通自動車対応免許を受けようとする者であつてイの政令で定める基準に該当し、かつ同日前一年以内（第百二条第一項から第四項までの規定により診断書を提出した者その他認知機能検査等を受ける必要がないものとして内閣府令で定める者であるものに限る。）運転技能検査等及び第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習、同条第二項の規定による講習又は第百八条の三十二の二第一項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の課程

ニ 第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十歳以上の者（イからハまでに掲げる者を除く。）第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習、同条第二項の規定による講習又は第百八条の三十二の二第一項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の課程

ホ イからニまでに掲げる者以外の者 第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習、同条第二項の規定による講習（同号に掲げる講習と同等の効果がある講習の基準として国家公安委員会規則で定める基準に適合するものに限る。）又は第百八条の三十二の二第一項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の課程（同項第三号イに掲げる基準に適合するものに限る。）

四（略）

五 第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者当該取消しを受けた日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百七条の四第二号の違反行為をした者その他政令で定める者を除く。）で、その者の免許が取り消された日から起算して三年を経過しないもの（以下「特定取消処分者」という。）のうち、第三号イからホまでに掲げる区分に応じそれぞれ同号イからホまでに定める検査及び講習又は教育を内閣府令で定めるところにより受けたもの、その者が受けて

いた免許に係る運転免許試験（前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。）

2 公安委員会は、前項第三号又は第五号の規定により運転技能検査等を受けた者で当該運転技能検査等の結果が普通自動車等を運転することが支障があることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものに対し、同項の規定にかかわらず、同項第三号又は第五号に定める運転免許試験を免除しないことができる。

3 第一項に定めるもののほか、免許を受けようとする者が自動車等の運転に関する本邦の域外にある国又は地域の行政庁又は権限のある機関の免許を有する者であるときは、公安委員会は、政令で定めるところにより、その者が受けようとする免許に係る自動車等を運転することに支障がないことを確認した上で、運転免許試験の一部を免除することができる。

4 第一項及び前項に定めるもののほか、公安委員会は、政令で定める基準に従い、免許を受けようとする者が当該免許に係る自動車等を運転することが支障がないと認めたとときは、運転免許試験の一部を免除することができる。

（更新を受けようとする者の義務）

第百一条の三 免許証の更新を受けようとする者は、その者の住所を管轄する公安委員会（前条第一項の場合にあつてはその者の住所地を管轄する公安委員会又は経由地公安委員会。次条第一項から第三項までにおいて同じ。）が行う第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習を受けなければならない。ただし、更新期間が満了する日（第百一条の二第一項の規定による免許証の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日。次条第一項から第三項まで及び第百八条の二第一項第十二号において同じ。）前六月以内に同項第十二号に掲げる講習を受けた者その他の同項第十一号に掲げる講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、この限りでない。

2（略）

（七十歳以上の者の特例）

第百一条の四（略）

2 前項に定めるもののほか、免許証の更新を受けようとする者で更新期間が

満了する日における年齢が七十五歳以上のものは、更新期間が満了する日前六月以内に第百二条第一項から第四項までの規定により診断書を提出した場合その他認知機能検査等を受ける必要がないものとして内閣府令で定める場合を除き、当該期間内にその者の住所を管轄する公安委員会又は第百八条の三十二の三第一項の認定を受けて同項の運転免許取得者等検査を行う者が行つた認知機能検査等を受けていなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの(普通自動車対応免許を現に受けている者であつて、普通自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反等)等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況を生じさせるおそれがある者として政令で定める基準に該当するものに限る。は、更新期間が満了する日前六月以内にその者の住所を管轄する公安委員会又は第百八条の三十二の三第一項の認定を受けて同項の運転免許取得者等検査を行う者が行つた運転技能検査等を受けていなければならない。

4 公安委員会は、前項の規定により運転技能検査等を受けた者で当該運転技能検査等の結果が普通自動車等を運転することが支障があることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものに対し、第百一条第六項又は第百一条の二第四項の規定にかかわらず、免許証の更新をしないことができる。

5 公安委員会は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事項を記載した書面を送付するものとする。

一 (略)

二 免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの(普通自動車対応免許を現に受けている者であつて第三項の政令で定める基準に該当するものを除く。前号に定める事項並びに免許証の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前六月以内に第二項の規定により認知機能検査等を受けていなければならない旨、当該認知機能検査等を受けることができる日時及び場所その他当該認知機能検査

等に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項

三 免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの(普通自動車対応免許を現に受けている者であつて第三項の政令で定める基準に該当するものに限る。前号に定める事項並びに免許証の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前六月以内に同項の規定により運転技能検査等を受けていなければならない旨、当該運転技能検査等を受けることができる日時及び場所その他当該運転技能検査等に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項

(臨時認知機能検査等)

第百一条の七 公安委員会は、七十五歳以上の者(免許を現に受けている者に限る)が、自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律の規定に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分違反する行為のうち認知機能が低下した場合を行つた日(以下「日」として政令で定める行為をしたときは、その者が当該行為をした日の三月前日以後に第九十七条の二第一項第三号若しくは第五号、第百一条の四第二項又はこの条第三項の規定により認知機能検査等を受けた場合その他臨時に認知機能検査を受ける必要がないものとして内閣府令で定める場合を除き、その者に対し、臨時に認知機能検査を行うものとする。

2 (略)

3 前項の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間(認知機能検査等を受けないことについて政令で定めるやむを得ない理由のある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間)が通算して一月を超えないこととなるまでに、認知機能検査等を受けなければならない。

4 公安委員会は、前項の規定により認知機能検査等を受けた者が、当該認知機能検査等の結果、その者が当該認知機能検査等を受けた日(前項の直近において受けた認知機能検査等の結果その他の事情を勘案して、認知機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼす可能性があるものとして内閣府令で定める基準に該当するときは、その者に対し、第百八条の二第一項第十二号に掲げる

講習を行うものとする。

5・6 (略)

(臨時適性検査等)

第二百二条 公安委員会は、第九十七条の二第一項第三号又は第五号の規定により認知機能検査等を受けた者で当該認知機能検査等の結果が認知症のおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するもの(以下この条において「基準該当者」という。)が第八十九条第一項の免許申請書を提出したときは、その者が当該認知機能検査等を受けた日以後に次の各号のいずれかに該当することとなつたときを除き、その者が第九十条第一項第一号の二に該当する者であるかどうかにつき、臨時に適性検査を行い、又はその者に対し公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずるものとする。

一 この条(第五項を除く。)の規定による適性検査(第四項の規定によるものにあつては、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなつた疑いがあることを理由としたものに限る。)を受け、又はこの項から第四項までの規定により診断書(同項に規定する診断書にあつては、その者が同号に該当するかどうかを診断したものに限る。)を提出したとき。

二 認知機能検査等を受け、基準該当者に該当しないこととなつたとき。

2 公安委員会は、第百一条の四第二項の規定により認知機能検査等を受けた者が基準該当者に該当したときは、その者が次の各号のいずれかに該当するときを除き、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなつたかどうかにつき、臨時に適性検査を行い、又はその者に対し公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずるものとする。

一 当該認知機能検査等を受けた日以後に前項各号のいずれかに該当することとなつたとき。

二 (略)

3 公安委員会は、前条第三項の規定により認知機能検査等を受けた者が基準該当者に該当したときは、その者が当該認知機能検査等を受けた日以後に第

一項各号のいずれかに該当することとなつたときを除き、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなつたかどうかにつき、臨時に適性検査を行い、又はその者に対し公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、公安委員会は、運転免許試験に合格した者が第九十条第一項第一号から第二号までのいずれかに該当する者であり、又は免許を受けた者が第百三条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することとなつた疑い理由があるときは、当該運転免許試験に合格した者又は免許を受けた者につき、臨時に適性検査を行い、又はその者に対し公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずることができる。この場合において、公安委員会は、第八十九条第一項、第百一条第一項又は第百一条の二第一項の規定により提出された質問票の記載内容、第百一条の五の規定による報告の内容その他の事情を考慮するものとする。

5・6 (略)

7 前項の規定により通知を受けた者は、通知された期日に通知された場所に出席して適性検査を受けなければならない。

8 (略)

(基準該当若年運転者の受講義務)

第二百二条の三 特例取得免許(第八十八条第一項第一号の規定により十九歳から大型免許を受けることができる者に該当して受けた大型免許若しくは十九歳から中型免許を受けることができる者に該当して受けた中型免許又は第九十六条第五項第一号若しくは第二号の規定により十九歳から第二種免許の運転免許試験を受けることができる者に該当して受けた第二種免許をい、政令で定めるものを除く。以下同じ。)を現に受けている者であつて、特例取得免許を最初に受けた日から二十一年に達するまでの間(特例取得免許を受けていない期間及び二十歳に達した日以後特例取得免許のうち中型免許のみを受けている期間を除く。以下「若年運転者期間」という。)に自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に

基づく処分違反する行為をし、当該行為が政令で定める基準に該当することとなつたもの(第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習を終了した後若年運転者期間が経過することとなるまでの間に自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為をし、当該行為が第百四条の二の四第二項の政令で定める基準に該当することとなつた者を除く。以下「基準該当若年運転者」という。)が、第百八条の三の三の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間(講習を受けないことについて政令で定めるやむを得ない理由がある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間)が通算して一月を超えることとなるまでの間に同号に掲げる講習を受けなければならぬ。

(免許の取消し、停止等)

第百三条 免許(仮免許を除く。以下第百六条までにおいて同じ。)を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。ただし、第五号に該当する者が第百二条の二の規定の適用を受ける者であるときは、当該処分は、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後でなければ、することができない。

一・二 (略)

三 アルコール、麻葉、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者であることが判明したとき。

四・八 (略)

2・3 (略)

4 前項の処分移送通知書が当該公安委員会に送付されたときは、当該公安委員会は、その者が第一項各号のいずれかに該当する場合(同項第五号に該当する者が第百二条の二の規定の適用を受ける者であるときは、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後に限る。)には、同項の政

令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内において期間を定めて免許の効力を停止することができるとし、その者が第二項各号のいずれかに該当する場合には、その者の免許を取り消すことができるものとし、処分移送通知書を送付した公安委員会は、第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該事案について、その者の免許を取り消し、又は免許の効力を停止することができないものとする。

5・10 (略)

(臨時適性検査に係る取消し等)

第百四条の二の三 公安委員会は、第百一条第一項から第四項までの規定により適性検査を行い、又はこれらの規定による命令をする場合において、当該適性検査を受けるべき者(免許を受けた者に限る。)又は当該命令を受け診断書提出することとされている者(免許を受けた者に限る。)が、自動車等の運転により交通事故を起こし、かつ、当該交通事故の状況から判断して、第百三条第一項第一号、第一号の二又は第三号のいずれかに該当する疑いがあると認められるときその他これに準ずるものとして政令で定めるときは、三月を超えない範囲内で期間を定めてその者の免許の効力を停止することができる。この場合において、当該処分を受けた者がこれらの規定に該当しないことが明らかとなつたときは、速やかに当該処分を解除しなければならない。

2 (略)

3 第百一条の七第二項の規定による通知を受けた者(免許を受けた者に限る。)が同条第三項の規定に違反して当該通知に係る認知機能検査等を受けないと認めるとき、同条第五項の規定による通知を受けた者(免許を受けた者に限る。)が同条第六項の規定に違反して当該通知に係る講習を受けないと認めるとき、第百二条第一項から第四項までの規定による命令を受けた者(免許を受けた者に限る。)が当該命令に違反したと認めるとき(第一項前段の規定による免許の効力の停止を受けた者にあつては、当該停止の期間が満了するまでの間に命令に応じないと認めるとき)又は同条第六項の規定による通知を受けた者(免許を受けた者に限る。)が同条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認めるとき(第一項前段の規定による免許の効

力の停止を受けた者にあつては、当該停止の期間が満了するまでの間に適性検査を受けないと認めるときは、第一百一条の七第三項若しくは第六項に規定する期間が通算して一月となる日、第二十一条第一項から第四項までに規定する期限の満了の日又は同条第七項の通知された期日におけるその者の住所地在管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従ひ、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。ただし、当該認知機能検査等を受けないこと、当該講習を受けないこと、当該命令に応じないこと又は当該適性検査を受けないことについてやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

4 前項の規定による免許の効力の停止は、その者が当該認知機能検査等を受けたとき、当該講習を受けたとき、当該命令に応じたとき又は当該適性検査を受けたときは、その効力を失ふ。

5 百零三条第三項、第四項及び第九項の規定は、第三項の規定により免許を取り消し、又は免許の効力を九十日(公安委員会が九十日を超えない範囲内においてこれと異なる期間を定めたときはその期間。第七項において同じ。)以上停止しようとする場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第四百一条第一項の意見の聴取又は聴聞」とあるのは「聴聞」と、同条第四項中「第一項各号のいずれかに該当する場合(同項第五号に該当する者が第四百二条の二の規定の適用を受ける者であるときは、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後に限る。)」には、「同項」とあるのは「第一百一条の七第三項の規定に違反して当該通知に係る認知機能検査等を受けないと認めるとき、同条第六項の規定に違反して当該通知に係る講習を受けないと認めるとき、第一百一条第一項から第四項までの規定による命令に違反したと認めるとき又は同条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認めるときは、第四百四条の二の三第三項」と、停止することができるものとし、その者が第二項各号のいずれかに該当する場合には、その者の免許を取り消すことができるものとし、とあるのは「停止することができるもの」とし、「第一項又は第二項」とあるのは「同項」と、同条第九項中「第一項、第二項又は第四項」とあるのは「第四百四条の二の三第三項又は同条第五項に

おいて準用する第四項」と読み替へるものとする。

6、8 (略)

(若年運転者期間に係る取消し)

第四百四条の二の四 第八十八条の三の三の規定による通知を受けた者が、第二百二条の三の規定に違反して講習を受けないと認めるときは、その者の住所地在管轄する公安委員会は、その者が受けている特例取得免許自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分を違反する行為をし、当該行為が同条の政令で定める基準に該当することとなつた時点において二十歳に達している者にあつては、中型免許を除く。)を取り消さなければならない。

2 第八十八条の二第一項第十四号に掲げる講習を終了した者が当該講習を終了した後若年運転者期間が経過することとなるまでの間に自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分を違反する行為をし、当該行為が政令で定める基準に該当することとなつたときは、その者の住所地在管轄する公安委員会は、その者が受けている特例取得免許(当該行為が当該基準に該当することとなつた時点において二十歳に達している者にあつては、中型免許を除く。)を取り消さなければならない。

3 公安委員会は、前二項の規定により特例取得免許を取り消そうとする場合において、当該処分に係る者がその住所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、当該処分に関する第六項本文において準用する第四百四条の意見の聴取を終了している場合を除き、速やかに現にその者の住所地在管轄する公安委員会に内閣府令で定める処分移送通知書を送付しなければならない。

4 前項の処分移送通知書の送付を受けた公安委員会は、第八十八条の三の三の規定による通知を受けた者が、第二百二条の三の規定に違反して講習を受けないと認めるとき又は第八十八条の二第一項第十四号に掲げる講習を終了した者が当該講習を終了した後若年運転者期間が経過することとなるまでの間に自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくは

この法律の規定に基づく処分に違反する行為をし、当該行為が第二項の政令で定める基準に該当することとなつたときは、その者が受けている特例取得免許第一項又は第二項に規定する時点において二十歳に達している者にあつては、中型免許を除く。を取り消さなければならぬ。この場合において、処分移送通知書を送付した公安委員会は、第一項又は第二項の規定にかかわらず、その者の特例取得免許を取り消すことができない。

5 第三項の規定は、公安委員会が前項の規定により特例取得免許を取り消さうとする場合について準用する。

6 第四十条の規定は、第一項、第二項又は第四項の規定により特例取得免許を取り消す場合について準用する。ただし、第一項又は第四項第八条の三の三の規定による通知を受けた者が第二百二条の三の規定に違反して講習を受けないと認めるときに係る部分に限る。の規定により特例取得免許を取り消す場合においては、第二百二条第三項の規定は、準用しない。

7 第一項、第二項又は第四項の規定により特例取得免許を取り消された時におけるその者の住所が当該処分をした公安委員会以外の公安委員会の管轄区域内にあるときは、当該処分をした公安委員会は、速やかに当該処分をした旨をその者の住所を管轄する公安委員会に通知しなければならない。

(免許の取消し又は効力の停止に係る書面の交付等)

第二百四十二条の三 第二百三十三条第一項、第二項若しくは第四項、第二百四十二条の二の第二項、第二項若しくは第四項、第二百四十二条の三の第三項若しくは第三項、同条第四項の規定による免許の取消し又は効力の停止は、内閣府令で定めるところにより、当該取消し又は効力の停止に係る者に対し当該取消し又は効力の停止の内容及び理由を記載した書面を交付して行うものとする。

2、9 (略)

(国家公安委員会への報告)

第二百六条 公安委員会は、第九十条第一項本文若しくは第二百四十二条の四第三項の規定により免許を与え、第九十一条若しくは第九十一条の二第二項の規定により条件を付し、若しくはこれを変更し、第九十四条第一項の規定による届

出を受け、同条第二項の規定による免許証の再交付をし、第一百一条第六項若しくは第一百一条の二第四項の規定により免許証の更新をし、第一百二条第六項の規定による通知をし、第二百四十二条の四第六項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定により運転経歴証明書を交付し、第九十条第一項ただし書、第二項、第五項、第六項、第九項、第十項若しくは第十二項、第九十七条の三第三項、第二百三十三条第一項、第二項、第四項、第七項、第八項若しくは第十項、第二百四十二条の二の第二項、第二項若しくは第四項、第二百四十二条の二の四第一項、第二項若しくは第四項若しくは第二百四十二条の四第二項の規定による処分をし、若しくは第九十条第八項、第二百二条第一項から第四項まで若しくは第二百三十三条第六項の規定による命令をしたとき、警察署長が第二百三十三条の二第一項の規定による処分をしたとき、又は自動車等の運転者が自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分に違反したとき(内閣府令で定める場合に限る。)、重大違反唆し等若しくは道路外致死傷(内閣府令で定めるものに限る。)をしたとき、認知機能検査を受けたとき、第二百二条の二第一項の規定による再試験を受けたとき、若しくは第二百八条の二第一項第二号、第十号、第十三号若しくは第十四号に掲げる講習を受けたとき、その他自動車等の運転者について自動車等の運転に関し内閣府令で定める事由が生じたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、免許に関する事務の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

(仮免許の取消し)

第二百六条の二 (略)

2 第二百一条の七第二項の規定による通知を受けた者(仮免許を受けた者に限る。)が同条第三項の規定に違反して当該通知に係る認知機能検査等を受けないと認めるとき、同条第五項の規定による通知を受けた者(仮免許を受けた者に限る。)が同条第六項の規定に違反して当該通知に係る講習を受けないと認めるとき、第二百一条第一項から第四項までの規定による命令を受けた者

（仮免許を受けた者に限る。）が当該命令に違反したと認めるとき又は同条第六項の規定による通知を受けた者（仮免許を受けた者に限る。）が同条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認めるときは、第一百一条の七第三項若しくは第六項に規定する期間が通算して一月となる日、第一百二条第一項から第四項までに規定する期限の満了の日又は同条第七項の通知された期日におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の仮免許を取り消すことができる。ただし、当該認知機能検査等を受けないこと、当該講習を受けないこと、当該命令に應じないこと又は当該適性検査を受けないことについてやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（免許証の返納等）

第七十条（略）

2 第七十条の二の第二項、第二項若しくは第四項第七十条の二の四第一項、第二項若しくは第四項又は第七十条の四第二項の規定により免許を取り消された者がなお他の種類の免許を受けている場合において、前項の規定により免許証を返納したときは、公安委員会は、当該他の種類の免許に係る免許証を交付するものとする。

3・4（略）

（罰則（略））

（自動車等の運転禁止等）

第七十一条の五（略）

2・8（略）

9 第七十一条第三項から第五項まで及び第九項の規定は、第一項又は第二項の規定により自動車等の運転を禁止する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第一項各号のいずれかに該当する場合（同項第五号に該当する者が第七十二条の二の規定の適用を受ける者であるときは、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後に限る。）には、同項の政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内において期間を定めて免許の効力を停止することができるものとし、その者

が第二項各号のいずれかに該当する場合には、その者の免許を取り消すことができる」とあるのは、「第七十一条の五第一項各号のいずれかに該当するものであるとき（同項第二号に該当する者が第七十一条の四の二において準用する第七十二条の二の規定の適用を受ける者であるときは、その者が第七十一条の四の二において準用する第七十二条の二に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後に限る。）は、同項の政令で定める基準に従い、五年を超えない範囲内期間を定めて、その者が第七十一条の五第二項各号のいずれかに該当するものであるときは、同項の政令で定める基準に従い、三年以上十年を超えない範囲内期間を定めて、その者に対し、当該国際運転免許証等に係る自動車等の運転を禁止することができる」と読み替えるものとする。

10・11（略）

（罰則（略））

（講習）

第七十二条の二 公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる講習を行うものとする。

一〜十三（略）

十四 基準該当若年運転者（免許の効力が停止されている者を除く。）に対する特例取得免許に係る自動車等の運転に関する講習

十五（略）

2（略）

3 公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、第一項第一号、第二号から第九号まで、第十一号から第十三号まで若しくは第十五号に掲げる講習又は前項に規定する講習の実施を委託することができる。

（若年運転者講習の手続）

第七十二条の三 公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、基準該当若年運転者に対し、その者が自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分違反する行為をし、当該行為が第七十二条の三の政令で定める基準に該当することとなつた後速やかに、第七十二条の二第一項第十四号に掲げる講習（以下「若年運転者講習」と

いう。)を行う旨を書面で通知しなければならない。

(講習通知事務の委託)

第八八条の三の四 公安委員会は、第八八条の三第一項又は前二条の規定による通知の実施に係る事務(次項において「講習通知事務」という。)の全部又は一部を内閣府令で定める法人に委託することができる。

2 前項の規定により講習通知事務の委託を受けた法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該委託に係る講習通知事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(罰則) (略)

(自転車運転者講習の受講命令)

第八八条の三の五 公安委員会は、自転車の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分と違反する行為であつて道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるものとして政令で定めるもの(次条において「危険行為」という。)を反復してした者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内に行われる第八八条の二第一項第十五号に掲げる講習(次条において「自転車運転者講習」という。)を受け、べき旨を命ずることができる。

(罰則) (略)

(自転車運転者講習の受講命令等の報告)

第八八条の三の六 (略)

(指定講習機関)

第八八条の四 公安委員会は、次の各号に掲げる講習を、それぞれ当該各号に定める要件に該当すると認められるものとして指定する者(以下「指定講習機関」という。)に行わせることができる。

一 第八八条の二第一項第二号に掲げる講習(以下この条及び次条第一項において「取消処分者講習」という。) 自動車等の運転に必要な適性に関する調査及びこれに基づく指導(以下「運転適性指導」という。)について専門的知

識を有する者として国家公安委員会規則で定める者(第三号及び次条において「運転適性指導員」という。)が置かれていることその他取消処分者講習を適正かつ確実に行うために必要なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合すること。

二 初心運転者講習 自動車等の運転に必要な技能及び知識に関する指導(次条において「運転習熟指導」という。)について高度の能力を有する者として国家公安委員会規則で定める者(同条において「運転習熟指導員」という。)が置かれていることその他初心運転者講習を適正かつ確実に行うために必要なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合すること。

三 若年運転者講習 運転適性指導員が置かれていることその他若年運転者講習を適正かつ確実に行うために必要なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合すること。

2 前項の規定による指定は、取消処分者講習、初心運転者講習又は若年運転者講習(以下「特定講習」という。)を行おうとする者の申請により行う。

3・4 (略)

(運転適性指導員等)

第八八条の五 取消処分者講習又は若年運転者講習を行う指定講習機関は、運転適性指導には、運転適性指導員以外の者を従事させてはならない。

2・3 (略)

(運転免許取得者等教育の認定)

第八八条の三十二の二 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者に対しその運転技能を向上させるとともに道路交通に関する知識を深めさせるための教育(以下「運転免許取得者等教育」という。)を、自動車教習所である施設その他の施設を用いて行う者は、国家公安委員会規則で定めるその課程の区分ごとに、当該施設の所在地を管轄する公安委員会に申請して、当該施設において当該課程により行う運転免許取得者教育が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

一 教習指導員資格者証の交付を受けた者その他の運転免許取得者等教育を効果的かつ適切に行うことができる者として国家公安委員会規則で定め

る者により行われるものであること。

二 第九十九条第一項第四号の政令で定める基準に適合した設備その他の運転免許取得者等教育を効果的かつ適切に行うための設備として国家公安委員会規則で定める設備を用いて行われるものであること。

三 当該課程が、交通安全教育指針に従つて行われるものであり、かつ、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 第八八条の二第一項第十一号に掲げる講習と同等の効果がある課程の基準として国家公安委員会規則で定める基準

ロ 第八八条の二第一項第十二号に掲げる講習と同等の効果がある課程の基準として国家公安委員会規則で定める基準

ハ イ及びロに掲げるものは、運転技能を向上させるとともに道路交通に関する知識を深めさせる効果がある課程の基準として国家公安委員会規則で定める基準

2

〔略〕

3 運転免許取得者等教育を行う者は、当該運転免許取得者等教育の課程について、第一項の認定を受けないで、公安委員会認定という文字を冠した名称を用いてはならない。

4 第九十八条第三項から第五項までの規定は、第一項の認定を受けて運転免許取得者等教育を行う者について準用する。この場合において、同条第三項中「自動車の運転に関する教習」とあるのは、「第八八条の三十二の二第一項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育」と、「自動車教習所における教習」とあるのは、「運転免許取得者等教育」と、同条第四項中「自動車教習所における自動車の運転に関する技能又は知識の教習」とあるのは、「第八八条の三十二の二第一項の運転免許取得者等教育」と読み替えるものとする。

5 公安委員会は、第一項の認定を受けた運転免許取得者等教育が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができ

6

〔略〕

（罰則）〔略〕

（運転免許取得者等検査の認定）

第八八条の三十二の三 免許を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者に対し加齢に伴つて生ずるその者の身体の機能又は運転の技能の低下が自動車等の運転に及ぼす影響を確認するための検査以下「運転免許取得者等検査」という。）を、自動車教習所である施設その他の施設を用いて行う者は、国家公安委員会規則で定めるその方法の区分ごとに、当該施設所在地を管轄する公安委員会に申請して、当該施設において当該方法により行う運転免許取得者等検査が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

一 公安委員会が運転免許取得者等検査に関する技能及び知識に関して行う審査に合格した者その他の運転免許取得者等検査を効果的かつ適切に行うことができる者として国家公安委員会規則で定める者により行われるものであること。

二 第九十九条第一項第四号の政令で定める基準に適合した設備その他の運転免許取得者等検査を効果的かつ適切に行うための設備として国家公安委員会規則で定める設備を用いて行われるものであること。

三 当該方法が次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 認知機能検査と同等の効果がある方法の基準として国家公安委員会規則で定める基準

ロ 運転技能検査と同等の効果がある方法の基準として国家公安委員会規則で定める基準

ハ イ及びロに掲げるものは、加齢に伴つて生ずる身体の機能又は運転の技能の低下が自動車等の運転に及ぼす影響を確認する効果がある方法の基準として国家公安委員会規則で定める基準

2

前条第二項から第六項までの規定は、運転免許取得者等検査について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「次条第一項」と、同条第三項中「課程」とあるのは「方法」と、「第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「第八八条の三十二の二第一項」とあるのは「第八八条の三十二の三第一項」と、同条第五項

中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「第二項から前項まで及び次条第一項」と、「第一項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

(罰則) 第二項については第百二十三条の二(十万円以下の過料)

(免許の拒否等に関する規定の適用の特例)

第百八条の三十三 道路運送車両法第十九条第五十八條第一項若しくは第七十三條第一項(同法第九十七條の三第二項において準用する場合を含む。)、自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)第五条又は自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年法律第四十五号)第十一条第一項若しくは第二項の規定は、第六十七條第二項、第九十條第一項、第四号若しくは第五号、第九十二條の二第一項、第九十七條の二第一項、第三号イ、第百条の二第一項本文若しくは同項第四号、第百一条の四第三項、第百二条の二、第百二条の三、第百三条第一項第五号、第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項、第百六条、第百七条の五第一項第二号、第百八条の三の三又は次条の規定の適用については、この法律の規定とみなす。

(免許等に関する手数料)

第百十二条 都道府県は、第六章(第百四条の四第六項(第百五条第二項において準用する場合を含む。))及び第六章の二の規定により公安委員会が行うもの(とされている事務に係る手数料の徴収については、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める手数料の種類)ごとに政令で定める区分に応じ、物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額に人件費に対応する部分として政令で定める額を標準とする額を加えた額を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

一・五の三 (略)

五の四 運転技能検査を受けようとする者 運転技能検査手数料

六 第九十一条又は第九十一条の二第二項の規定により運転することができ

る自動車等の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受

けるため、公安委員会の審査を受けようとするもの 審査手数料

七・十二 (略)

十三 初心運転者講習、第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習又は若年運転者講習を受けようとする者 通知手数料

2 (略)

(行政手続法の適用除外)

第百十三条の二 第七十七條第四項の規定による条件の変更及び新たな条件の付加並びに同条第五項の規定による許可の取消し及び効力の停止、第九十条第五項の規定による免許の取消し及び効力の停止、同条第六項の規定による免許の取消し並びに同条第九項又は第十項の規定による免許を受けることができない期間の指定、第九十七條の三第三項の規定による運転免許試験を受けることができないものとする措置(同条第一項の合格の決定の取消しに係るものに限る。)、第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し及び効力の停止(同条第一項第五号に係るものに限る。)、同条第二項又は第四項の規定による免許の取消し(同条第二項第一号から第四号までのいずれかに係るものに限る。))並びに同条第七項又は第八項の規定による免許を受けることができない期間の指定、第百四条の二の二第二項若しくは第四項又は第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し、第百六条の二の規定による仮免許の取消し並びに第百七条の五第一項又は同条第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止(第百七条の五第一項第二号に係るものに限る。))及び第百七条の五第二項又は同条第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止(第百七条の五第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止にあつては、第百七条の五第二項に係るものに限る。))については、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。))の規定は、適用しない。

第百十七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第五十一条の三(車両移動保管関係事務の委託)第二項、第五十一条の十

二(放置車両確認機関)第六項、第五十一条の十五(放置違反金関係事務の委託)第二項又は第百八条(免許関係事務の委託)第二項の規定に違反した

者

一の二・二（略）

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一～十四（略）

十五 第九十一条（免許の条件）若しくは第九十一条の二（申請による免許の条件の付与等）第二項の規定により公安委員会が付し、若しくは変更した条件に違反し、又は第七十二条の四（臨時適性検査）第三項の規定による公安委員会の命令に違反して自動車又は原動機付自転車を運転した者

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一～十六（略）

十七 第八十八条の三の五（自転車運転者講習の受講命令）の規定による公安委員会の命令に従わなかつた者

2（略）

第百二十三条の二 第八十八条の三十二の二（運転免許取得者等教育の認定）第

三項（第八十八条の三十二の三（運転免許取得者等検査の認定）第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則（令和二年六月一〇日法律第四二号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十七条の付記の改正規定、第二十四条の付記の改正規定、第二十六条の付記の改正規定、第二十六条の二の付記の改正規定、第二十八条の付記の改正規定、第五十二条の付記の改正規定、第五十四条の付記の改正規定、第七十条の付記の改正規定、第七十五条の四の付記の改正規定、第七十五条の八の付記の改正規定、第九十条第二項第三号の改正規定、第九十九条の二第四項第二号八及び二の改正規定、第百三条第二項第三号の改正規定、第百三条の二第一項第二号の改正規定、第百七条の五第二項第三号の改正規

定、第百七条の二の改正規定並びに第百七条の二の二の改正規定並びに附則第三条及び第八条から第十一条までの規定、公布の日から起算して二十日を経過した日

二 第二条第三項第二号の改正規定、第十七条第三項の改正規定、第四十四条の改正規定、第四十五条の二第一項及び第四十六条の改正規定、第四十九条の三第一項の改正規定、第四十九条の六の改正規定、第五十条の二の改正規定、第五十一条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、第五十一条の二を削る改正規定、第五十一条の二の二の改正規定、同条を第五十一条の二とする改正規定、第五十一条の四第一項の改正規定、第六十三条の三の改正規定、第七十一条第五号の四の改正規定、第七十一条の五第二項の改正規定、第七十二条の二第三項の改正規定、第七十五条第一項第七号の改正規定、第七十五条の八第二項の改正規定、第八十条の三の三の付記の改正規定、第八十条の七の付記、第八十条の十八の付記及び第八十条の三十一の付記の改正規定、第百十條の二第五項の改正規定、第百十七條の五の改正規定、第百十九條の二第一項第一号及び第百十九條の三第一項第一号の改正規定、第百二十一條第一項第九号の改正規定並びに別表第一の改正規定並びに次条並びに附則第六條、第七條、第十二條及び第十三條の規定、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（調整規定）

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の日からこの法律の施行の日の前日までの間における同号に掲げる改正規定による改正後の道路交通法第百七条の五の規定の適用については、同条第二号中「第八十八条の三の四」とあるのは、「第八十八条の三の三」とする。

（免許等に関する経過措置）

第三条 附則第一条各号に掲げる規定の施行前にした行為を理由とする免許（道路交通法第八十四条第一項に規定する免許をいう。次条第一項において同じ。）の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は自動車等（同法第八十四条第一項に規定する自動車等をいう。）の運転の禁止については、なお従前の例

による。

第四条 この法律による改正後の道路交通法(以下「新法」という。)第九十七条の第二項第三号イからまでの規定は、この法律の施行の日から起算して六月を経過した日(以下この条において「基準日」という。)の翌日以後に免許が失効した者について適用し、基準日以前に免許が失効した者については、なお従前の例による。

2 新法第一百一条の四第二項の規定は、道路交通法第一百一条第一項の更新期間が満了する日(同法第一百一条の第二項の規定による免許証の更新を申請しようとする者にあつては、当該申請をする日。以下この条において同じ。)が基準日以後である免許証の更新を受けようとする者について適用し、同法第一百一条第一項の更新期間が満了する日が基準日の前日以前である免許証の更新を受けようとする者については、なお従前の例による。

3 新法第一百一条の四第三項の規定は、道路交通法第一百一条第一項の更新期間が満了する日が基準日以後である免許証の更新を受けようとする者について適用する。

(秘密保持義務に関する経過措置)

第五条 この法律による改正前の道路交通法(以下この条において「旧法」という。)第八八条の二第三項の規定により道路交通法第八八条の二第一項第十二号に掲げる講習(旧法第九十七条の二第一項第三号イ、第一百一条の四第二項又は第一百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)の実施の委託を受けた者若しくは新法第八八条の二第三項の規定により道路交通法第八八条の二第一項第十二号に掲げる講習(前条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第九十七条の二第一項第三号イ又は第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)の実施の委託を受けた者(これらの者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはこれらの職員又はこれらの者であった者については、旧法第八八条の二第四項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(自転車運転者講習の受講命令に関する経過措置)

第六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為を理由とする自転車運転者講習の受講命令については、なお従前の例による。

(罰則等に関する経過措置)

第七条 この法律(附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定の施行前にした行為及び附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による)。

第八条 附則第一条各号に掲げる規定の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに関しては、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第三条から前条まで及び附則第十一条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

○道路交通法施行令

(昭和三十五年十月十一日
政令第二百七十号)

改正 令和二年六月二日政令第一八一号

注 道路交通法施行令は、令和二年政令第一八一号により改正、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(令和二年六月三〇日)から施行。(改正に係る部分を収録。)

(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)

第三十三条の二の三 (略)

3 法第九十条第一項第一号ハの政令で定める病気は、次に掲げるとおりとする。

- 一 そう鬱病(そう病及び鬱病を含み、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。)

二・三 (略)

4 法第九十条第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げるとおりとする。

- 一 法第一百七七条の二第一号、第三号又は第六号の罪に当たる行為(自動車等の運転に関し行われたものに限る。)

二・三 (略)

(指定自動車教習所の指定の基準)

第三十五条 法第九十九条第一項第一号の政令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 道路の交通に関する業務における管理的又は監督的地位に三年以上あつた者その他自動車教習所の管理について必要な知識及び経験を有する者で、次のいずれにも該当しないものであること。

イ (略)

ロ 法第一百七七条の二第四号若しくは第五号の罪、

法第一百七七条の二第八号から第十号まで若しくは第十二号の罪、法第一百八条第一項第四号若しくは第五号の罪、法第一百九条第一項第十一号

の罪又は法第一百九条の二第一項第三号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算し

て三年を経過していない者

ハ (略)

二・三 (略)

(仮運転免許の取消しの基準)

第三十九条の三 法第六六条の二第一項の政令で定める

基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

三 仮運転免許を受けた者が法第一百七七条、法第一百七七条の二第一号、第三号若しくは第六号、法第一百七条の二の二第一号、第三号、第七号若しくは第十

七号(法第八十五条第六項から第十項までに係る部分に限る。若しくは第八号に係る違反行為(法

第一百七七条第一号に係る違反行為)に於ては法第二十二条の規定によりこれを超える速度で進行

してはならないこととされている最高速度を三十キ

ロメートル毎時(高速自動車国道等においては四十

キロメートル毎時)以上超える速度で運転する行為

に、法第一百八条第一項第二号に係る違反行為にあ

つては車両について法第五十七条第一項の規定により積載物の重量の制限として定められた数値の二倍以上の重量の積載をして大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は大型特殊自動車を運転する行為に限る。又は道路運送車両法第五十八条第一項若しくは自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)第五条の規定に違反する行為をしたとき。

四 (略)

2 (略)

(危険行為)

第四十一条の三 法第八八条の三の四の政令で定める行

為は、自転車等の運転に関し行われた次に掲げる行為とする。

一〜十四 (略)

十五 法第一百七七条の二第六号又は法第一百七七条の二

の第二十一号の罪に当たる行為

附則(令和二年六月二日政令第一号)

1 この政令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。(経過措置)

2 この政令の施行前にした行為を理由とする仮運転免許の取消しの基準については、なお従前の例による。

3 この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。

別表第二(第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係)

一 一般違反行為に付する基礎点数

違反行為の種類	点数
無免許運転、酒気帯び運転(○・二五以上二十五点上)、過労運転等、妨害運転(交通の危険のおそれ)又は共同危険行為等禁止違反(略)	(略)

二 特定違反行為に付する基礎点数

特定違反行為の種類	点数
(略)	(略)
酒酔い運転、麻薬等運転、妨害運転(著三十五点以上交通の危険)又は救護義務違反	(略)

三 (略)

備考

一 違反行為に付する点数は、次に定めるところによる。

- 1 (略)
- 2 当該違反行為をし、よつて交通事故を起こした場合(二の119から128までに規定する行為をした場合を除く。)には、次に定めるところによる。

(イ) (ロ) (略)

3 二の119から128までに規定する行為をした場合において、法第百七条の五第一号の罪に当たる行為をしたときは、1による点数に、五点を加えた点数とする。

二一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

- 1・2 (略)
- 3 「過労運転等」とは、法第六十六条の規定に

違反する行為(130に規定する行為を除く。)をいう。

4 「妨害運転(交通の危険のおそれ)とは、法第百七条の二の二十一号の罪に当たる行為をいう。

5 (略)

6 「酒気帯び(○・二五未満)速度超過(五十五以上)等」とは、身体に第四十四条の三に定める程度以上のアルコールを保有する状態(2に規定する状態を除く。)で運転している場合における11から13までに規定する行為をいう。

7 「酒気帯び(○・二五未満)速度超過(三十三(高速四十)以上五十未満)等」とは、6に規定する状態で運転している場合における14から18までに規定する行為をいう。

8 「酒気帯び(○・二五未満)速度超過(二十五以上三十(高速四十)未満)等」とは、6に規定する状態で運転している場合における19又は21から23までに規定する行為をいう。

9 「酒気帯び(○・二五未満)速度超過(二十五未満)等」とは、6に規定する状態で運転している場合における25から47まで、49から64まで又は66から118までに規定する行為をいう。

10 「酒気帯び運転(○・二五未満)とは、法第六十五条第一項の規定に違反する行為のうち6に規定する状態で運転する行為(6から9までに規定する行為を除く。)をいう。

11・21 (略)

22 「積載物重量制限超過(普通等十割以上)とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が百パーセント以上のもの(15に規定する行為を除く。)をいう。

23 「携帯電話使用等(保持)とは、法第七十一条第五号の五の規定に違反して同号の無線通話装置を同号の通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた同号の画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視する行為(16に規定する場合を除く。)をいう。

24・46 (略)

47 「駐停車違反(駐停車禁止場所等)とは、駐停車禁止場所等違反行為のうち、20に規定する行為以外のものをいう。

48・49 (略)

50 「積載物重量制限超過(普通等五割以上十割未満)とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント以上百パーセント未満のもの(21に規定する行為を除く。)をいう。

51・74 (略)

75 「車間距離不保持」とは、法第二十六条の規定の違反となるような行為(35に規定する行為を除く。)をいう。

76・85 (略)

86 「駐停車違反(駐停車禁止場所等)とは、法第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条、第四十八条、第四十九条の三第二項から第四項まで、第四十九条の四又は第四十九条の五後段の規定の違反となるような行為(法第四十九条の三第三項又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為については、駐停車禁止場所等違反行為に該当するものを除く。)のうち、48に規定する行為以外のものをいう。

87・94 (略)

95 「積載物重量制限超過（普通等五割未満）」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント未満のもの（49に規定する行為を除く。）をいう。

101 96
100 「整備不良（尾灯等）」とは、法第六十二条の規定に違反する行為（51に規定する行為を除く。）をいう。

121 102
120 「運転傷害等（治療期間三月以上又は後遺障害）」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意（人の殺害に係るものを含む。以下この表において同じ。）によるもの（建造物を損壊させる行為にあつては、当該行為によつて人が負傷した場合に限る。123及び125において同じ。）のうち、負傷者の治療期間（負傷の治療に要する期間（負傷者の数が二人以上である場合にあつては、これらの者のうち最も負傷の程度が重い者の負傷の治療に要する期間）をいう。以下同じ。）が三月以上であるもの又は負傷者以後遺障害（負傷が治つたとき（その症状が固定したときを含む。）における身体の障害で国家公安委員会規則で定める程度のもの）をいう。以下同じ。）が存するものをいう。

127 122 「運転傷害等（治療期間十五日未満又は建造物損壊）」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意によるもののうち、121、123及び125に規定する行為以外のものをいう。

126 (略)

別表第六（第四十五条関係）

(略)

128
130 「妨害運転（著しい交通の危険）」とは、法第一百七条の二第六号の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。）をいう。
132 (略)

備考

一 (略)
二 この表の反則行為の種類を欄に掲げる用語の意味は、それぞれ別表第二の備考の二に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

1
6 (略)

7 「放置駐車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外）」とは、別表第二の備考の二の20に規定する行為のうち、5に規定する行為以外のものをいう。

8 (略)

9 「放置駐車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外）」とは、別表第二の備考の二の48に規定する行為のうち、8に規定する行為以外のものをいう。

10
11 (略)

12 「駐車車違反（駐車車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外）」とは、別表第二の備考の二の47に規定する行為のうち、10に規定する行為以外のものをいう。

13 (略)

14 「駐車車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外）」とは、別表第二の備考の二の86に規定する行為のうち、13に規定する行為以外のものをいう。
15
22 (略)

三 (略)

○道路交通法施行規則

(昭和三十五年十二月三日)
総理府令第六十号

改正 令和二年六月二日内閣府令第四五号

注 道路交通法施行規則は、令和二年内閣府令第四五号により改正、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(令和二年六月三〇日)から施行。(改正に係る部分を収録。)

(安全運転管理者等の要件)

第九条の九 法第七十四条の三第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 自動車の運転の管理に関し二年(自動車の運転の管理に関し公安委員会が行う教習を修了した者にあつては、一年)以上実務の経験を有する者又は自動車の運転の管理に関しこれらの者と同等以上の能力を有すると公安委員会が認定した者で、次のいづれにも該当しないものであること。

イ (略)

ロ 法第一百七十七条、法第一百七十八条の二、法第一百七十九条の二(第七号及び第十二号を除く)、法第一百七十七条の三の二、法第一百八条第一項第四号若しくは第五号、法第一百九条第一項第十一号若しくは第十二号又は法第一百九条の二第一項第三号の違反行為をした日から二年を経過していない者

2

附則(令和二年六月二日内閣府令第四五号)

この府令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第

一条第一号に掲げる規定の施行の日(令和二年六月三十日)から施行する。

○自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律

法律

(平成二十五年十一月二十七日)
法律 第八十六号

改正 令和二年六月二日法律第四七号

注 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律は、令和二年法律第四七号により改正、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行。(改正に係る部分を収録)

(危険運転致死傷)

第二条 次に掲げる行為を行い、よつて、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処する。

一、四 (略)

五、車の通行を妨害する目的で、走行中の車(重大な交通の危険が生じることとなる速度で走行中のものに限る。)の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転する行為

六、高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和三十一年法律第七十九号)第四条第一項に規定する道路をいう。)又は自動車専用道路(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。)において、自動車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転することにより、走行中の自動車に停止又は徐行(自動車が直ちに停止することができるような

速度で進行することをいう。)をさせる行為

七 (略)
八 (略)

附則(令和二年六月二日法律第四七号)

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。